

中華人民共和国輸出入商品検査法実施条例

2005年8月31日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国輸出入商品検査法実施条例

(2005年8月31日中華人民共和国国務院令第447号公布)

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国輸出入商品検査法」(以下、商検法と略称)の規定に基づき、本条令を制定する。

第二条 中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局(以下、国家質検総局と略称)は全国の輸出入商品の検査業務を主管する。

国家質検総局は省、自治区、直轄市、商品輸出入を行う港や集散地の出入境檢驗檢疫局およびその支部機構(以下、出入境檢驗檢疫機構と略称)に設置し、担当地域の輸出入商品の検査業務を管理する。

第三条 国家質検総局は商検法第四条の規定に基づき、検査の必要な輸出入商品の目録(以下、目録と略称)を制定、調整し、また公布、実施するものとする。

目録は少なくとも実施日の30日前に公布するものとする。緊急状況の下では、実施日に遅れないように公布するものとする。

国家質検総局が目録を制定、調整する際には、国務院対外貿易主管部門や税関総署など関連方面の意見を聴取するものとする。

第四条 出入境檢驗檢疫機構は目録に列記する輸出入商品や、法律、行政法規で出入境檢驗檢疫機構の検査を経ると規定されたその他の輸出入商品に対して検査を実施する(以下、法定検査と略称)。

出入境檢驗檢疫機構は法定検査以外の輸出入商品に対して、国家规定に基づいてサンプル抽出検査を行う。

第五条 輸出入薬品の品質検査、計量器具の計量値検定、ボイラー圧力容器の安全監督検査、船舶(海上プラットフォームや主要な船用設備、材料を含む)、コンテナの規格検査、飛行機(飛行機のエンジン、飛行機搭載設備を含む)の飛行安全性検査および原子炉圧力装置の安全性検査などの項目は、関連の法律や行政法規で規定された機関が検査を実施する。

第六条 出入境するサンプルや贈呈品、臨時に出入境を許可された貨物およびその他の非貿易性の物品は、検査を免除する。ただし、法律や行政法規に別途規定がある場合を除く。

目録に列記された輸出入商品で国家规定の検査免除条件に合致するものは、貨物受取人、貨物発送人または生産企業が申請し、国家質検総局の審査許可を経て、出入境檢驗檢疫機構が検査を免除する。

検査免除の具体的な方法は、国家質検総局が関連部門と協議して制定する。

第七条 法定検査の輸出入商品は、出入境検閲検疫機構が商検法第七条の規定に基づいて検査を行う。

国家質検総局は輸出入商品の検査業務の必要と国際基準に基づき、輸出入商品の検査方法の技術的規範と標準を制定することができる。

輸出入商品の検査が根拠としたりは参照する技術的規範、標準、検査方法の技術的規範と標準は、少なくとも実施日の 6 カ月前に公布するものとする。緊急状況の下では、実施日に遅れないように公布するものとする。

第八条 出入境検閲検疫機構は対外貿易の便宜の必要に基づき、輸出入企業に対する分類管理を行い、また国際慣行の合格評価プロセスに基づいて確定した検査の監督管理方法に照らして、輸出入商品に検査を実施する。

第九条 出入境検閲検疫機構が輸出入商品に実施する検査の内容には、安全、衛生、健康、環境保護、偽造防止などの要求および品質、数量、重量などの項目が合致しているか否かを含む。

第十条 出入境検閲検疫機構は商検法の規定に基づき、許可制度の実施と国家规定で認証を経なければならぬと規定される輸出入商品の検証管理と証明書の検査を行い、書類と貨物が一致しているか否か照合する。

検証管理を行う輸出入商品目録は、国家質検総局が関連部門と協議した後に制定、調整して公布する。

第十一条 輸出入商品の貨物受取人または貨物発送人は、自ら検査申請手続きを行うことができ、また検査申請代理企業に委託して検査申請手続きを行うこともできる。速達便で商品を輸出入する場合、受取人または発送人は国際クーリ業者に委託して検査申請を行うものとする。

第十二条 輸出入商品の貨物受取人または貨物発送人が検査申請手続きを行う場合、法律に基づいて出入境検閲検疫機構に報告を行うものとする。

検査申請手続き代理企業、国際クーリ業者で検査申請手続きの業務に従事するものは、法律に基づいて出入境検閲検疫機構に登録するものとする。法律に基づいて出入境検閲検疫機構に登録していない企業は、検査申請手続きに従事してはならない。

検査申請手続きに従事する人員は、法律に基づいて検査申請手続き就業の登録を行い、また書類に基づいて検査申請を実行する。法律に基づいて検査申請手続きに就業の登録を行っていない人員は、検査申請手続きに従事してはならない。

検査申請手続き代理企業、国際クーリ業者、検査申請手続きに従事する人員は、不法に他人を代理して検査申請手続きを行ったり、その業務範囲を超えた検査申請手続きに従事してはならない。

第十三条 検査申請手続き代理企業が、輸出入商品の貨物受取人または貨物発送人の委託を受けて、委託者の名義で検査申請手続きを行う場合、出入境検閲検疫機構に委託の授權書を提出し、本条令の委託者に対する各規定を遵守するものとする。自らの名義

で検査申請手続きを行う場合、貨物受取人または貨物発送人と同じ法的責任を負うものとする。

国際クーリエ業者が輸出入商品の貨物受取人または貨物発送人の委託を受けた場合、自らの名義で検査申請手続きを行い、貨物受取人または貨物発送人と同じ法的責任を負うものとする。

委託者が検査申請手続き代理企業や国際クーリエ業者に検査申請手続きを委託する場合、検査申請手続き代理企業や国際クーリエ業者に対して委託する検査申請手続きの真実の状況を報告するものとする。検査申請手続き代理企業や国際クーリエ業者が委託者から検査申請手続き代理の委託を受けた場合、委託者の報告した状況の真実性に対して合理的な審査を行うものとする。

第十四条 国家質検総局は輸出入商品のリスク防止・警戒メカニズムを確立し、輸出入商品検査分野の情報収集を通じて、リスク評価を行い、リスクのタイプを確定し、適切なリスク防止・警戒措置と迅速な対応措置をとるものとする。

国家質検総局と出入境検験検疫機構は適宜、関連各方面に対して輸出入商品の検査に関わる情報を提供するものとする。

第十五条 出入境検験検疫機構で業務にたずさわる人員が法律に基づいて職務を執行する際には、関連組織と個人は協力するものとし、いかなる組織と個人も不法に干渉や妨害を行ってはならない。

第二章 輸入商品の検査

第十六条 法定検査の輸入商品の貨物受取人は、契約や領収書、包装明細書、船荷証券など必要な書類と関連の許可文書を持参して、税関の通関申告地の出入境検験検疫機構に検査申請を行う。税関が通過を許可した後 20 日以内に、貨物受取人は本条例第十八条の規定に照らして、出入境検験検疫機構に対して検査申請を行う。法定検査の輸入商品で検査を経っていないものは、販売や使用を禁止する。

検証管理を行っている輸入商品は、貨物受取人は税関の通関申告地の出入境検験検疫機構に対して検証を申請するものとする。出入境検験検疫機構は国家質検総局の規定に照らして検証を実施する。

第十七条 法定検査の輸入商品、検証管理を行っている輸入商品については、税関は出入境検験検疫機構の発行した貨物通関書によって税関通関手続きを行う。

第十八条 法定検査の輸入商品は、貨物受取人が検査申請の際に申請した目的地で検査を行う。

大量のばら積み商品、腐乱や変質しやすい商品、原料用の固体廃棄物、既に破損や不足が起こっている商品については、陸揚げ港で検査するものとする。

上の 2 項で規定された輸入商品については、国家質検総局は対外貿易と輸出入商品検査業務の必要上の便宜に基づいて、その他の地点での検査を指定することができる。

第十九条 法律や行政法規に別途規定がある場合を除き、法定検査の輸入商品が検査によって、人身や財産の安全、健康、環境保護の項目で不合格となった場合、出入境検閲検疫機構は当事者に対して廃棄を命じるか、返却処理通知書を発行し、また書面で税関に通知、税関は返却処理通知書に基づいて返送手続きを行う。その他の項目に不合格のものは、出入境検閲検疫機構の監督の下で技術的処理を行うことができ、再検査により合格したものは、販売、使用してもよい。当事者が出入境検閲検疫機構に対して証明の発行を申請した場合、出入境検閲検疫機構は速やかに発行するものとする。

出入境検閲検疫機構は検査に不合格となった輸入プラントとその材料について、設置・使用の不許可の通知書を発行する。技術的処理を経て、また出入境検閲検疫機構の再検査に合格した場合、設置・使用してもよい。

第二十条 法定検査以外の輸入商品が出入境検閲検疫機構のサンプル抽出検査で不合格となった場合、本条例第十九条の規定に照らして処理する。

検証管理を行っている輸入商品で、出入境検閲検疫機構の検証によって不合格となった場合、本条例第十九条の規定に照らして処理するか、関連部門に移管して処理する。

法定検査以外の輸入商品の貨物受取人が、輸入商品の品質が不合格、または破損や不足があるのを発見し、証明書の発行を申請する場合、出入境検閲検疫機構またはその他の検閲機構は検査後速やかに証明書を発行する。

第二十一条 法定検査の範疇に含まれる国家の経済や民生に関係する、価格が高く、技術が複雑なものおよびその他の重要な輸入商品や大型プラントについては、対外貿易契約の約定に照らして製造監督や発送前検査、梱包監督を行うものとする。貨物受取人は貨物到着後の最終検査と賠償の権利を保留する。

出入境検閲検疫機構は必要に応じて検査人員を派遣し、製造監督や発送前検査、梱包監督に参加またはその実施を組織することができる。

第二十二条 国家は原料用固体廃棄物の国外の販売企業や国内の貨物受取人に対して登録制度を実施し、国外の販売企業や国内の貨物受取人は貿易契約の調印前に国家質検総局または出入境検閲検疫機構に登録を行うものとする。国家が原料用固体廃棄物に対して発送前検査の制度を実施し、輸入の際に貨物受取人は出入境検閲検疫機構または国家質検総局の指定した検査機関の発行した発送前検査証を提出するものとする。

国家が輸入を許可した中古電気機械設備製品の貨物受取人は対外貿易契約を調印する前に、国家質検総局または出入境検閲検疫機構に報告登録手続きを行う。価格が高く、人身や財産の安全、健康、環境保護に関わるリスクの高い中古電気機械設備製品の輸入は、国家の関連規定に基づいて発送前検査を行い、輸入の際に貨物受取人は出入境検閲検疫機構または国家質検総局の指定した検査機関の発行した発送前検査証を提出するものとする。

原料用固体廃棄物、国家が輸入を許可した中古電気機械設備製品の輸入貨物の到着後、出入境検閲検疫機構は法律に基づいて検査を実施する。

第二十三条 輸入自動車の到着後、受取人は出入境検閲検疫機構の発行した輸入自動車検査証と関連部門の発行したその他の証明書に基づき、車輛管理機関に車両経営許可

証を申請する。使用過程で人身や財産の安全に関わる品質上の欠陥を発見した場合、出入境検閲検疫機構は速やかに適切に処理するものとする。

第三章 輸出商品の検査

第二十四条 法定検査の輸出商品の発送人は国家質検総局が統一的に規定した地点と期限内に、契約など必要な証明書と許可文書を持って出入境検閲検疫機構へ検査申請に行くものとする。法定検査の輸出商品で検査を経ていないものや検査で不合格のものは、輸出を禁止する。

輸出商品は商品の生産地で検査を行うものとする。国家質検総局は対外貿易と輸出入商品検査業務の便宜の必要に基づき、その他の検査地点を指定することができる。

輸出の検証管理を行う商品では、発送人は出入境検閲検疫機構へ検証申請を行うものとする。出入境検閲検疫機構は国家質検総局の規定に照らして検証を実施する。

第二十五条 商品生産地で検査を受けた輸出商品の中で、貿易港で証明書を別のものに交換して輸出する必要のあるものは、商品生産地の出入境検閲検疫機構が規定に基づいて検査証交換証を発行する。発送人は規定の期限内に検査証交換証と必要な証明書を持って、出入境検閲検疫機構に検査を申請する。検査に合格したものは、港の出入境検閲検疫機構が貨物通関証を発行する。

第二十六条 法定検査の輸出商品、検証管理を行っている輸出商品については、税関は出入境検閲検疫機構の発行した貨物通関証に基づいて税関通関手続きを行う。

第二十七条 法定検査の輸出商品が出入境検閲検疫機構または港の出入境検閲検疫機構の検査で不合格となった場合、出入境検閲検疫機構の監督の下で技術的処理を行うことができ、再検査により合格したものは、輸入してもよい。技術的処理を行うことができないか技術的処理を行った後で再検査しても依然として不合格のものは、輸出することはできない。

第二十八条 法定検査以外の輸出商品が出入境検閲検疫機構または港の出入境検閲検疫機構のサンプル抽出検査で不合格となった場合、本条例第二十七条の規定に従って処理する。

検証管理を行う輸出商品が出入境検閲検疫機構の検証で不合格となった場合、本条例第二十七条の規定を参照して処理するか関連部門に移管して処理する。

第二十九条 危険な貨物の包装容器を輸出する生産企業は、出入境検閲検疫機構に包装容器の性能鑑定を申請するものとする。包装容器で出入境検閲検疫機構の鑑定に合格して性能鑑定証書を取得したものは、危険な貨物の包装に用いることができる。

危険な貨物の包装容器を輸出する生産企業は、出入境検閲検疫機構に危険な貨物の包装容器の使用鑑定を申請するものとする。鑑定を経ていないか鑑定で不合格となった包装容器の危険な貨物は輸出してはならない。

第三十条 積出・輸出する腐乱・変質しやすい食品や冷凍品のコンテナ、船腹、飛行機、車輛などの運送手段について、運送担当者、積込む業者またはその代理人は、発送前に入出境検験検疫機構に清掃や衛生、冷蔵、密封などの積載適格検査を行うものとする。検査を行っていないか検査で不合格のものは、発送してはならない。

第四章 監督管理

第三十一条 入出境検験検疫機構は対外貿易の便宜の必要に基づき、目録に列記された輸出商品に対して発送前に品質監督管理と検査を行うことができ、そのうち人身と財産の安全、健康に関わる重要な輸出商品については輸出商品登録管理を実施する。輸出商品登録管理を実施する輸出商品は、登録して初めて輸出することができる。

入出境検験検疫機構が行う発送前の品質監督管理と検査の内容には、生産企業の品質保証業務に対する監督検査や、輸出商品に対する発送前の検査が含まれる。

第三十二条 国家は輸出食品生産企業に対して衛生登録管理を行う。衛生登録を行った輸出食品生産企業は輸出食品を生産、加工、保存することができる。衛生登録を行った輸出入食品生産企業の生産した食品は、輸入や輸出を許可する。

衛生登録管理を実施している輸入食品の生産企業は、規定に照らして国家質検総局に衛生登録を申請するものとする。

衛生登録管理を実施している輸出食品の生産企業は、規定に照らして入出境検験検疫機構に衛生登録を申請するものとする。

輸出食品生産企業が国外で衛生登録を行う必要のある場合、本条第 3 項の規定に照らして衛生登録を行った後、国家質検総局が一括して対外的に手続きを行う。

第三十三条 国家は輸出入化粧品生産企業に対して衛生登録管理を実施する。具体的な方法は国家質検総局が国务院衛生主管部門と協議して制定する。

第三十四条 輸出入食品、化粧品は輸出入前に、その経営者または代理人は輸出入食品、化粧品のラベルの内容が法律や行政法規で規定された要求に適合するかどうか、および品質関連の内容の真実性や正確性についての入出境検験検疫機構の検査を受け、また国家質検総局またはその授権した入出境検験検疫機構の発行した輸出入食品や化粧品のラベルの検査証明書を取得するものとする。

第三十五条 入出境検験検疫機構は必要に基づいて、検査で合格した輸出入商品に対して商品検査マークを付け、検査で合格したものおよびその他の封印の必要な輸出入商品に対して封印を付ける。具体的な方法は国家質検総局が制定する。

第三十六条 入出境検験検疫機構は関連規定に基づき、検査の輸出入商品に対してサンプルを抽出する。検査で余ったサンプルについては、入出境検験検疫機構は関連組織に期限内に受け取りに来よう通知するものとする。期限を過ぎても受け取りに来ないものは、入出境検験検疫機構が処理する。

第三十七条 輸出入商品の検査申請人が出入境検閲検疫機構の検査結果に異議のある場合、検査結果を受け取った後 15 日以内に、検査結果を出した出入境検閲検疫機構または上級の出入境検閲検疫機構、国家質検総局に再検査申請を行うことができ、再検査申請を受理した出入境検閲検疫機構または国家質検総局は再検査申請を受理した日から 60 日以内に再検査の結論を出すものとする。技術が複雑で規定の期限内に再検査の結論が出せない場合、当該組織の責任者の許可を経て適宜延長することができるが、延長は最多で 30 日を越えないものとする。

第三十八条 国家質検総局または出入境検閲検疫機構は輸出入商品検査業務の必要に基づき、規定の資格条件に適合する国内外の検査機関を出入境検閲検疫機構が委託する輸出入商品の検査機関に指定することができる。指定された検査機関の検査が規定の要求に適合しない場合、国家質検総局または出入境検閲検疫機構は指定を取消することができる。

第三十九条 中華人民共和国国内で設立された輸出入商品検査鑑定業務に従事する検査機関は、関連の法律、行政法規、規則に規定された登録資本、技術的能力、人員の資格などの状況に適合し、国家質検総局と関連の主管部門の審査許可を経て許可を得、また法律に基づいて工商登記を行った後、初めて輸出入商品の検査鑑定業務の委託を受けることができるものとする。

第四十条 検査機関の検査鑑定業務活動に異議のある場合、国家質検総局または出入境検閲検疫機構に訴えることができる。

第四十一条 国家質検総局、出入境検閲検疫機構が監督管理を実施するか、または輸出入商品検査の法律や行政法規に違反する疑いのある行為について調査を行う場合、当事者の契約や領収書、帳簿、その他の関連資料を閲覧、複製する権利を持つ。出入境検閲検疫機構は人身、財産の安全や健康、環境保護に関わる項目で不合格とみなす輸出入商品に対して、当該組織の責任者の許可を経て差し押さえや押収することができるが、税関の監督管理する貨物は除く。

第四十二条 国家質検総局、出入境検閲検疫機構は対外貿易の便宜の必要に基づき、有効な措置を採って、手続きを簡略化し、輸出入に便宜をはかるものとする。

輸出入商品の検査申請や検査、鑑定といった手続きを行う際に条件に適合するものは、電子データファイルの形式を採用することができる。

第四十三条 出入境検閲検疫機構は関連の法律や行政法規の規定に基づいて、輸出貨物の一般優遇原産地証明や地域優遇原産地証明、専用原産地証明を発行する。原産地証明の申請者は法律に基づいて出入境検閲検疫機構に登録を行うものとする。

輸出貨物の一般原産地証明の発行は、法律と行政法規の規定に照らして執行する。

第四十四条 出入境検閲検疫機構の輸出入保税区や輸出加工区などの税関の特殊な監督区域にある貨物および辺境の少額の貿易輸出入商品に対する検査管理については、国

家質検総局が海関（税関）総署と協議して別途方法を制定する。

第五章 法的責任

第四十五条 検査申請をしていないか、法定検査に属するものの検査を受けていない輸入商品を勝手に販売、使用、または輸入検証申請すべきなのに申請を行っていない輸入商品を勝手に販売、使用した場合、出入境検験検疫機構は違法な所得を没収し、また商品価格の5%以上20%以下の罰金を課する。犯罪を構成するものは、法に照らして刑事責任を追及する。

第四十六条 検査申請をしていないか、法定検査に属するものの検査を受けていない輸出商品を勝手に輸出、または輸出検証申請すべきなのに申請を行っていない輸出商品を勝手に輸出した場合、出入境検験検疫機構は違法な所得を没収し、また商品価格の5%以上20%以下の罰金を課する。犯罪を構成するものは、法に照らして刑事責任を追及する。

第四十七条 法定検査やサンプル抽出検査または検証を経て不合格となった輸入商品を販売、使用、または法定検査やサンプル抽出検査または検証を経て不合格となった商品を輸出した場合、出入境検験検疫機構は販売、使用、輸出の停止を命じ、違法な所得と違法に販売、使用、輸出した商品を没収し、また違法に販売、使用、輸出した商品価格と同額以上3倍以下の罰金を課する。犯罪を構成するものは、法に照らして刑事責任を追及する。

第四十八条 輸出入商品の貨物受取人や発送人、検査申請代理企業または国際クーリエ業者、検査申請人員が、輸出入商品の実際の状況を報告せず、出入境検験検疫機構の関連の証明書を取得、または法定検査の輸出入商品に対して検査申請を行わず、輸出入商品の検査を逃れた場合、出入境検験検疫機構は違法な所得を没収し、また商品価格の5%以上20%以下の罰金を課する。状況が深刻なものは、あわせてその検査申請登録や検査申請従事登録を取消す。

輸出入商品の受取人または発送人が検査申請代理企業または国際クーリエ業者に検査申請手続きを委託し、検査申請代理企業または国際クーリエ業者に対して規定どおりに委託する検査申請の実際の状況を報告せず、出入境検験検疫機構の関連の証明書を取得した場合、前項の規定に基づいて委託者を処罰する。

検査申請代理企業または国際クーリエ業者、検査申請人員が委託者の報告した状況の真実性に対して合理的な審査を行わなかったか、または業務がおろそかで、出入境検験検疫機構の関連証明書を騙し取る結果となった場合、出入境検験検疫機構は検査申請代理企業または国際クーリエ業者に対して2万元以上20万元以下の罰金を課することができる。状況が深刻なものは、その検査申請登録や検査申請従事登録を取消す。

第四十九条 検査証書や印章、マーク、封印、貨物通関証を偽造、変造、売買、窃盗したか、または偽造、変造された検査証書や印章、マーク、封印、貨物通関証を使用し、犯罪を構成したものは、法律に基づいて刑事責任を追及する。刑事処罰にいたらないも

のは、出入境検閲検疫機構が改正を命じ、違法な所得を没収し、また商品価格と同額以下の罰金を課する。

第五十条 出入境検閲検疫機構が抽出したサンプルまたは出入境検閲検疫機構の検査に合格した輸出入商品を勝手に交換した場合、出入境検閲検疫機構が改正を命じ、警告を与える。状況が深刻なものは、あわせて商品価格の10%以上50%以下の罰金を課する。

第五十一条 国家が輸出商品登録管理を実施しているがまだ登録を行っていない商品を輸出している場合、出入境検閲検疫機構は輸出の停止を命じ、違法な所得を没収し、また商品価格の10%以上50%以下の罰金を課する。

第五十二条 国家が衛生登録管理を実行しているがまだ衛生登録を行っていない生産企業の生産した食品、化粧品を輸入または輸出する場合、出入境検閲検疫機構は輸入または輸出の停止を命じ、違法な所得を没収し、また商品価格の10%以上50%以下の罰金を課する。

衛生登録を行った輸出入食品や化粧品の生産企業が、検査によって規定の要求に不適合だとされた場合、国家質検総局または出入境検閲検疫機構が期限を定めて改善を命じる。改善しても規定の要求を満たさないかそのほかの違法行為があり状況が深刻なものは、衛生登録証を没収する。

第五十三条 原料用の固体廃棄物の輸入は、国外の販売企業、国内の貨物受取人が登録をしていないか、発送前検査を行っていない場合、国家の関連規定に照らして貨物の返送を命じる。状況が深刻なものはあわせて、出入境検閲検疫機構が10万元以上100万元以下の罰金を課する。

登録済みの原料用固体廃棄物の国外の販売企業や国内の貨物受取人が国家の関連規定に違反し、状況が深刻なものは、出入境検閲検疫機構がその登録を取消す。

国家が輸入を許可した中古電気機械設備製品の輸入で報告登録手続きを行っていないか、規定に照らした発送前検査を行っていないものは、国家の関連規定に照らして貨物を返送する。状況が深刻なものはあわせて、出入境検閲検疫機構が100万元以下の罰金を課する。

第五十四条 出入境検閲検疫機構が鑑定していない輸出用危険貨物包装容器を提供または使用した場合、出入境検閲検疫機構が10万元以下の罰金を課する。

出入境検閲検疫機構の鑑定で不合格となった包装容器を提供または使用して危険貨物を運送した場合、出入境検閲検疫機構が20万元以下の罰金を課する。

第五十五条 出入境検閲検疫機構の積載適合検査を経ていないコンテナや船腹、飛行機、車輛などの輸送手段を提供または使用して腐敗・変質しやすい食品や冷凍品を輸出した場合、出入境検閲検疫機構が10万元以下の罰金を課する。

出入境検閲検疫機構の検査で不合格となったコンテナや船腹、飛行機、車輛などの輸送手段を提供または使用して腐敗・変質しやすい食品や冷凍品を輸出した場合、出入境検閲検疫機構が20万元以下の罰金を課する。

第五十六条 出入境検閲検疫機構の施した商品検査のマークや封印を勝手に交換や破棄した場合、出入境検閲検疫機構が5万元以下の罰金を課する。

第五十七条 輸出入商品検査鑑定業務に従事する検査機構がその業務範囲を超えて、または国家の関連規定に違反し、検査鑑定の秩序を乱した場合、出入境検閲検疫機構は改正を命じ、違法な所得を没収し、また10万元以下の罰金を課して、国家質検総局または出入境検閲検疫機構は当該機関の6ヶ月以内の検査鑑定業務を暫時中止させることができる。状況が深刻なものは、国家質検総局がその鑑定資格証書を取消す。

第五十八条 登録せずに勝手に検査申請業務に従事したものについては、出入境検閲検疫機構が不法な経営活動を停止するよう命じ、違法な所得を没収し、また違法な所得の1倍以上3倍以下の罰金を課することができる。

検査申請代理企業、国際クーリエ企業で国家の関連規定に違反し、検査申請の秩序を乱したものについては、出入境検閲検疫機構が改正を命じて違法な所得を没収し、あわせて10万元以下の罰金を課することができ、国家質検総局または出入境検閲検疫機構は当該組織の検査申請代理業務を6ヶ月以内、暫時停止することができる。状況が深刻な場合、当該組織の登録を取消す。

検査申請人員が国家の関連規定に違反し、検査申請の秩序を乱した場合、国家質検総局または出入境検閲検疫機構はその業務執行を6ヶ月以内、暫時停止することができる。状況が深刻な場合、当該者の登録を取消す。

第五十九条 出入境検閲検疫機構の業務人員が職権を濫用し、故意に当事者を妨害し、私利私欲を求めて不正を行い検査結果を偽造、または職務を疎かにして誤った検査結果を出した場合、法律に基づいて行政処分を行う。関連の法律や行政法規の規定に違反して輸出貨物の原産地証明を発行した場合、法律に基づいて行政処分を行い、違法な所得を没収する。犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第六十条 出入境検閲検疫機構が没収した商品を法律に基づいて処理して得た金額や没収した違法な所得、押収した罰金は、全て国庫に納入する。

第六章 附則

第六十一条 出入境検閲検疫機構や国家質検総局の行った再検査の結果に当事者が不服であるか、または国家質検総局や出入境検閲検疫機構の行った処罰決定に不服である場合、法律に基づいて行政再議を申請することや、法律に基づいて人民法院に訴訟を起こすこともできる。

当事者が期限が過ぎても処罰の決定を履行せず、また行政再議の申請や人民法院へ訴訟を起こしていない場合、処罰の決定を行った機関は人民法院に強制執行を申請することができる。

第六十二条 出入境検閲検疫機構が法定検査を実施したり、許可を経た検査機関が検

査鑑定業務を実施する場合、国家の関連規定に照らして費用を徴収する。

第六十三条 本条例は 2005 年 12 月 1 日から施行される。1992 年 10 月 7 日に国务院が許可し、1992 年 10 月 23 日に元国家進出口（輸出入）商品検験局が發布した「中華人民共和国輸出入商品検験法実施条例」は同時に廃止される。